

## 災害救助法の一部を改正する法律案の閣議決定に対する声明

全国知事会としては、これまで一貫して現行の事務委任方式の堅持を求めてきた中で、権限移譲を可能とする改正法案が閣議決定されたことは遺憾である。

改正法案では、「救助実施市を内閣総理大臣が指名する際に、あらかじめ包括都道府県知事の意見を聴く」、「都道府県知事は、救助実施市長及び物資の生産等を行う者その他関係者との連絡調整を行うものとする」旨の規定があるが、都道府県の広域調整機能がどのように担保されるのかは現時点では不明確である。

また、近年の大規模災害においては、指定都市だけでなく、一般市町村も甚大な被害を受けている。そのため、救助活動の実施にあたっては、都道府県による広域的な調整が不可欠である。新たに救助実施市が設けられることにより、都道府県による広域調整が複雑になること、また、広域的災害における資源の先取りや救助内容の公平性が損なわれることに対する懸念は払拭されていない。

今後、国会においては、これらの懸念を踏まえて、慎重に法案審議が行われるよう求める。

平成 30 年 5 月 11 日  
全 国 知 事 会